

日本の戦争責任を踏まえ、原爆投下を裁く

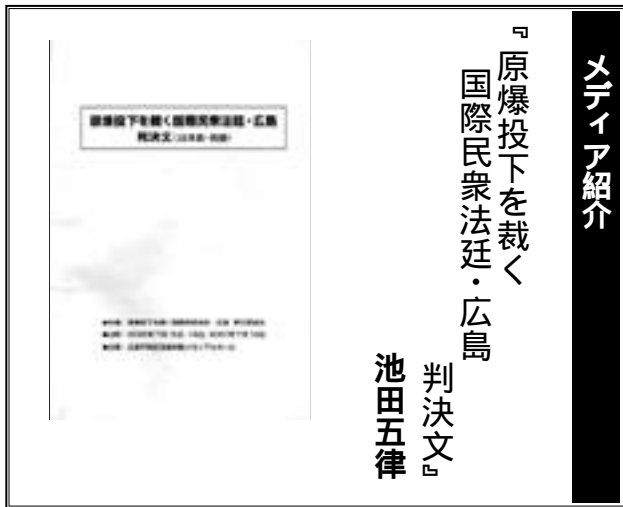
本パンフは、タイトル通り、「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」（以下「法廷」）の「判決文」である。この「法廷」の「設立趣意書」が出されたのは、被爆六〇年を翌年に控えた二〇〇四年二月五日。以後、実行委員会方式で「法廷」は進められてきた。二〇〇六年七月一日、一六日に「法廷」が開催され、今年二〇〇七年七月一六日に「判決文」が行われた。

「法廷憲章」の「前文」によれば、設立の理由は、「広島・長崎の被爆者の方々の高齢化が近年急速に進み、『被爆体験の風化』が憂慮されている今、私たち両都市の市民は、この六〇年近くの核兵器開発・実験をめぐって発生して来た様々な問題と、ますます悪化する現在の世界状況に強力で有効な警告を発するため、あらためて広島・長崎への原子爆弾投下の犯罪性を徹底的に追及することを考える必要がある」ということである。ここでいう「様々な問題」、「世界状況」とは、劣化ウラン弾問題、大量破壊兵器開発疑惑を理由としたアメリカのイラク攻撃、そして「日本の核兵器保有の『必要性』と他国への先制攻撃の可能性をも公言してはばからない人たちがいる」ことなどだ。加えて、「憲章 前文」には、原爆投下を日本の「アジアへの侵略戦争の結果」および「全面降伏を躊躇した」ことによるものと考え、日本政府の責任を問うという問題意識も語られている。だから、二〇〇六年の法廷では、李実根によって「日本の戦争責任」が特別証言されている。そして「判決公判 アピール」でも、安倍首相に「日本が犯した戦争犯罪によって犠牲となったすべての人々と被害者に対して、『公式な謝罪と補償』を速やかに実行」するよう求めることになっている。

メディア紹介

『原爆投下を裁く 国際民衆法廷・広島 判決文』

池田五律



「国際慣習法の一部となったことは疑問の余地がない」として、トルーマンらを「共同謀議」、「人道に対する罪」、「戦争犯罪」、「国際法違反」で有罪とし、アメリカ政府に国際法違反を認め犠牲者および親族に謝罪と補償をすることなどを勧告している。

この「法廷」の開催と進行に当たった人々の労苦には頭が下がる思いがする。「判決」にもなるほどと思わせるものがある。だが、単に「判決」だけでは理解に苦しむ点も少なくない。例えば、広島・長崎が「無防備地域」と認定されている理由などがよく分からない。きつと、法廷証言録も併せて読めば理解できるのだろう。また、日本政府の責任という観点からすれば、どうして天皇裕仁らを「被告人」に加えなかったのかという疑問も湧いてくる。さらに、「憲章 前文」には憲法九条には「戦争犠牲者の霊が宿っている」という表現があるが、そうした位置づけの背景にある宗教性についての疑問も禁じえない。「判決」パンフだけでは、この営為の全体像を語り伝えるには不十分だといえよう。全体像を再現する単行本が出版されることを期待したい。

* * * * *

発行：同実行委員会/A4判/四二ページ/定価八〇〇円

H.P.: <http://www.abomb-hiroshima-tribunal.com/>